

創 立:1980年(昭和55年)1月10日

会長:伊藤豪字事:梅村昌孝プラブ広報委員長:田中宏

例 会 日:毎週木曜日 PM12:30~ 会 場:ヒルトン名古屋

事 務 局: 460-0008

名古屋市中区栄1丁目3-3 ヒルトン名古屋1504号

T E L: 052-211-3803 F A X: 052-211-2623

M A I L: 2760\_nagoya@mizuho-rc.jp U R L: http://www.mizuho-rc.jp/

# 第1731回例会

~平和と紛争予防、紛争解決月間~ クラブテーマ:「熱田の杜・友愛・気品」

#### 2016年2月25日(木) 晴れ 第30回

司 会:村上学会場委員

斉 唱:「それでこそロータリー」「四つのテスト」

ゲ ス ト: 監査法人コスモス代表社員 公認会計士 富田昌樹さん

### ■ 副会長挨拶

平野好道副会長

突然ですが、一昨年の2月23日は何の日だったかご存知でしょうか?クラブ計画書を皆さん持っていらっしゃるので、簡単すぎる質問かと思います。答えを言いますと、ロータリー創立記念日で、今年創立111年だそうです。実を言うと私も覚えていないのですが、マイロータリーに登録して



メールが来る設定にすると、こういった情報が流れてきます。先日のロータリー財団の地区の会合でもマイロータリーに登録してくださいとの勧めがありましたので、よかったら登録してみてください。

さて、車の自動運転に向けての動きが活発になってきました。日産は今年中に混雑した高速道路での自動運転技術を導入予定です。さらに2018年には高速道路の複数レーンでも、自動で車線変更する自動運転技術を実用化し、2020年までに交差点を含む一般道での自動運転技術の導入を計画しているといいます。トヨタ自動車はこれまで消極的だったイメージですが、高速道路での実験映像を公開し、2020年を目処に高速道路での自動運転車を商品化するとしています。

現在は、完全な手放し運転は法令上許されないとのことですが、将来的には自動運転の方向に進んでいくことは間違いないと思われます。テスラ社は機能の追加をソフトウェアのアップデートでできて、自動運転機能を使えるようにしてきています。テスラは将来呼び出し機能を装備し、孫悟空の筋斗雲と同じで、呼べば車が自分のところまで自動で走ってくるようにするそうです。テスラの社長によると、ロサンゼルスにいて、ニューヨークにある車を呼べば、自分で充電をしながらロサンゼルスまで来る機能を2、3年で可能にしたいと言っています。

そもそも自動運転など必要がないと思われる方もいらっしゃると思いますが、過疎が進んだ地方で高齢者が買い物に行くのには自動車が手放せません。高齢者が運転すると、一方通行を逆走したり、アクセルとブレーキを踏み間違える事故を見ると、自動運転の車があれば悲劇も防げると思います。また、最近のバスの事故を見ると、自動運転、あるいは少なくとも自動ブレーキレーンキープ機能があれば重大事故を防げたのではないかという気がします。新聞報道によると、運転手に異常を発見した場合には、自動で停止する装置の検討を始めるとのことです。

この様に自動ブレーキの有効性は高いと言われてきたものの、国交省は2009年まで自動ブレーキの認可の提出があっても、門前払いしていました。日本で認可されたのは、ボルボ・ジャパンがヨーロッパから自動ブレーキの技術者や保険の専門家を招聘し、事故率のデータを出して直談判したためです。ボルボの外圧による功績も大きいです。

自動運転技術の進化により、今や信号や一時停止標識の判別など容易になっています。スバルの「アイサイト3」は先行車のブレーキランプを判断して早めの制御を入れます。ホンダの「ホンダセンシング」も一時停止を見て表示させています。

一時停止標識手前で減速しなかった場合、自動的にアクセルを戻したり弱いブレーキを掛けることは、関係者によると出来るとのことです。 注意喚起の方法も、表示とはっきり解る音を使えばいいのです。

実際、赤信号を明確に判断出来る性能を持つメーカーが、国交省に「赤信号で停止する機能を付けたい」と相談したところ、受付けられなかったといいます。なぜ絶大なる事故防止効果を持つ赤信号や一時停止標識での制御を認めないのでしょうか。理由は国交省「ITS(高速道路交通システム)」という巨額の投資を必要とするインフラとセットになったシステムを立ち上げたいからではないかと言われています。

アメリカなどでは、明確に違法とされていない場合にはトライをして、 問題になったら訴訟で争うという文化のようですが、日本では明確に違 法か合法か分からない場合には、業界の人は政府にこれは良い、これは 駄目という規制を作ってくれと陳情に行くそうです。先端的な技術が日 本で花開きにくい理由はこのためでしょうか。日本には自動運転に関す る技術はあったものの、実際の導入では欧米に遅れてしまっています。

さて、そのような自動運転の世界が来た場合に、社会にどのようなことが起きるでしょうか。

#### ≣ ニコボックス

## 鈴木健司ニコボックス委員長

- ・来週3月1日に熱田神宮の境内にて朔日市を行います。是非お立ちより 下さい。次男が6歳になりました。4月から小学生です。 鈴木 淑久さん
- ・2月13日は58回目の誕生日でした。今年は久しぶりに賑やかな誕生日でした。感謝。亀井 直人さん
- ・家内の誕生日にお花をありがとうございました。 湯澤 信雄さん
- ・ 先週の例会を欠席して、友人夫婦とスリランカへ行って来ました。人柄 も穏やかで、食事もカレーばかりではなく、とても美味しかったです。世 界遺産のシギリアロックは素晴らしかったです。 **松波 恒彦さん**
- ・ 私事ですが、初めてハワイに行って来ました。楽しかったです。 長谷川 隆さん
- ・本日、卓話スピーカーに私の後輩にあたる、監査法人コスモス代表社 員公認会計士の富田昌樹さんに「マイナンバー制度とその対応につい て」のお話しをお願いしました。よろしくお願いします。**稲葉 徹さん**

#### 会員67名 出席42名 (出席計算人数47名)

出席率 73.7% 2月 18日 は補填により 82.7%

### ■ 幹事報告

梅村昌孝幹事

- ・3月3日(木)はR規定に基づき休会となります。
- ・3月10日(木)9:45~11:45に第2回新会員研修会をヒルトン名古屋 4階「梅の間」にて行います。
- ・同日、なごやか例会をヒルトン名古屋4階「桜の間」にて行います。
- ・同日、第5回CA・第9回理事会をヒルトン名古屋28階「ホワイト」にて 行います。

### 三 卓話 監査法人コスモス 代表社員公認会計士 富田昌樹さん

#### マイナンバー制度とその対応

只今、ご紹介いただきました富田でございます。マイナンバーに関しましては、会社で、万が一漏洩・悪用があると罰則がございます。会社としての内部管理をしっかりしないといけない部分があり、私共も色々な質問を受けています。



マイナンバーの大本については、住民基本台帳カードが記憶にあるかと思います。

こちらは地方自治体のみ手続きが出来るというものでした。住基カード に付いていた住民票コードを地方自治ではなく、国が発行することであらゆる行政の情報を一度に集約するのがマイナンバー制度の趣旨と なっています。縦割りの行政にマイナンバーの横串を入れるというイメージです。

導入されますと、会社や自宅で行政手続きができます。また、所得を 把握し、不正な社会保障受給を防ぐ事に繋がります。これは、総務府や 内閣府が所管をしており、この両省では社会保障税番号制度と呼んで います。この名称からも分かるとおりマイナンバーは年金などの社会保 障、所得税などの税制などの分野での利用が予定されています。また、 災害時に保険証券や預金通帳がない場合の契約、通帳の名寄せでの 利用が予定されています。

個人番号は昨年10月頃から12桁のマイナンバーが書かれた通知カードが届いているかと思います。通知カードには氏名、住所、年齢、性別の基本4情報とマイナンバーが記載されています。既に受け取られているかと思いますが、その世帯の人数分通知されているか、記載されている情報が間違っていないか確認をした方がいいと思います。また、今年1月からは、顔写真付きマイナンバーカードを発行する事が出来ます。

会社には13桁の法人番号が付与されています。法人番号は、商号、本社所在地が登録され、国税庁法人番号公表サイトで社名を検索すると、これらの情報が誰でも見れます。他の企業に支払い調書等を出す場合は、サイトの情報を記載すれば、相手企業への問い合わせ不要になります。

個人番号カード取得のメリットは、身分証明が出来たり、行政手続き、申告をできるようになります。例えば、医療費の領収書がなくなってしまった場合には、再発行出来ないこともあるかと思いますが、導入後は、領収書がなくても医療費控除が出来るようになります。

デメリットは、情報漏洩、不正使用があるということでございます。マ

イナンバーを不特定多数の他者にオープンにしてしまうことは非常に危険です。持ち歩くことがなければ、ご自宅の金庫に保管したほうが良いかもしれません。

確定申告に関しましては、2015年度分の確定申告にはマイナンバー は必要ありません。2016年度分の確定申告からマイナンバーが必要に なってきます。

また、証券会社の口座を開いて取引をしている方は2018年までにマイナンバーを証券会社に知らせる必要があります。さらに、新しく口座を開かれる場合にはマイナンバーを通知しないと開けません。個人投資家という観点で申し上げますと、証券会社から取引データをネットで直接受け取れるので、いろんな手続きが非常に簡単にできます。2018年には、銀行の預金口座の情報とマイナンバーを結びつけることが法律上で決まってきています。税務調査の時、マイナンバーがあると銀行口座の預金残高の状況が見えるということで、行政にとっては効率的になります。銀行口座のマイナンバーは、金融機関が破綻したような際の、預金保険制度のためという名目で法律が通ったそうです。

会社、組織では、働いている方々のマイナンバーの収集、税金の申告や雇用保険の手続きで提出が必要となってきています。しかし、漏洩や悪用をされると大変なことになります。そのため、特定個人情報を不正に漏洩した者に対する罰則、不正な手段を用いて個人番号を取得した者に対する罰則、個人情報保護委員会の監督に反した者に対する罰則があります。個人情報保護法は皆様で承知かと思いますが、これよりも厳しくなったマイナンバー保護法によるものです。個人情報を管理する者が、正当な理由がなく個人情報ファイルを提供した場合は、4年以下の懲役、200万円以下の罰金が科せられるということです。

法人に所属する職員等が悪用を行った場合には、漏洩した者と法人事業主に対しても罰金刑が科されます。また、単に罰金刑が科されるだけではなく、特定個人情報保護委員会といったサイトに事例が講評される可能性があります。つまり会社のレピュテーションにも影響があります。社員を何1000人と抱えている会社では、どうやって悪用されないようにすればいいか検討を始めております。

もし、悪用があったとき、管理の仕組みを作っていれば免責という部分もあるかと思いますが、明らかに野放しの中で不正使用や漏洩が起こると法人そのものにも影響が出るということです。対策としては組織的安全管理措置と、人的安全管理措置、物理的安全管理措置がございます。従業員が少ない組織でこれだけの項目措置をするには大変な負担があります。

昨年12月に特定個人情報保護委員会より、適正な取扱いに関する ガイドライン事業者編が出ております。また、最近書店に行きますと、マ イナンバーの本が山積みになっていますが、そこには対策の参考事例も ございます。そういった事もご覧になりながら、マイナンバーに関しては 仕組み作りに取り組んで良いのではないかと思います。

### ■ 例会のご案内

■今週 3月3日(木) R規定に基づき休会

■次週の行事 3月10日(木) なごやか例会

場 所: ヒルトン名古屋4階「梅の間」

時 間:12:30~13:30

■次々週行事 3月17日(木)

テーマ: my exchange year in Switzerland 卓話者: 青少年交換留学生 近藤爽子さん